

知っていますか

しみんぼうさいのうち 市民防災農地



私たちに農作物を供給してくれる農地ですが、広い空間を利用した防災機能もあります。
川崎市には、農業者の協力のもとに、大震災が発生した際の一時避難場所

として「市民防災農地」の登録制度があります。

市と所有者との協議のうえで、仮設住宅等建設用地や復旧用資材置場としても利用することもできます。

Q1 市内にはどのくらいあるの？

市内には **544か所**（令和6年1月1日現在）
約**80.7ha**の市民防災農地があり、農地内に
看板等に表示しています。

市民防災農地は、大きな地震が発生したとき
身の安全を確保するための場所のひとつです。
また、大地震で自宅が壊れてしまったときに
近くの指定避難所（小学校や中学校など）に
避難するまでの間、一時的に安全を確保する
場所にもなります。



平成29年度から、
このような看板を
順次設置しPRしています



Q2 いつでも利用できるの？

災害時に利用されることを条件として登録するため、避難訓練のような平時の
利用はできません。

Q3 市民防災農地内の農産物を食べても良いの？

この制度においては、たとえ大規模な災害時であったとしても、農地内の
農産物を食べることはできません。

～農地は市民の安全・安心を守る

大切な役割を果たしています～

【問合せ先】

- 川崎市都市農業振興センター農地課
川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2F
TEL：044-860-2461